

# 令和5年9月議会報告

いつまでも

健康で暮らせる街

鴻巣

鴻巣市議会議員

## 藤村たかし



会派：新未来こうのす

所属：議会運営委員、市民環境常任委員

### 令和5年9月定例会 会期日程

- 8 / 29 代表者会議、全員協議会
- 9 / 1 行政委員に対する質問、議案に対する質疑、討論、採決
- 9 / 5・6 文教福祉常任委員会  
まちづくり常任委員会
- 9 / 7・8 政策総務常任委員会  
市民環境常任委員会
- 9 / 12 一般質問（藤村4番目）
- 9 / 13 一般質問
- 9 / 15 一般質問
- 9 / 19 一般質問、議会運営委員会
- 9 / 21 委員長報告、質疑、討論、採決

### ごあいさつ

厳しい暑さ続く今年の夏に体調を崩された方も少なくありませんが、市民の皆様はいかがお過ごしでしょうか。鴻巣市議会9月定例会が8月29日から24日間の日程で行われ、補正予算・令和4年度決算が承認されました。市民環境常任委員会の決算報告については、商工観光・環境・国保年金関係などの質問もしました。また、8月には議会運営委員として初めて他市の議会を視察しました。そして、その一部を今後の議会運営に取り入れるための準備もしています。少しずつですが、議会にも慣れ、流れも徐々に分かるようになりました。今後も市民皆様の命を守るような活動をしてまいります。

討議資料

令和5年度補正予算（569,016千円）賛成多数で可決しました。

- 交通安全啓発事業（自転車乗車用ヘルメット購入費補助金）
- 新型コロナウイルスワクチン接種事業
- 小学校施設改修事業（中央小出入口増設等工事）
- 学校の部活動推進事業（備品購入費）
- エネルギー価格・物価高騰等対策支援金給付事業（放課後クラブ・保育所・介護サービス事業所・公共交通運行事業所）
- 難聴高齢者補聴器購入費扶助 ・その他



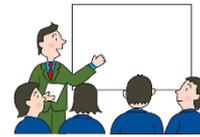
〒369-0123

藤村たかし後援会

鴻巣市榎戸1-4-21 TEL 048-548-0001 携帯電話：090-8581-6007



## 視察・研修報告



議会運営委員会として長野県飯田市と駒ヶ根市に視察してきました。

**令和5年8月7日 長野県飯田市：議会運営・改革について（地方議会評価モデルについて）**

平成12年の地方分権一括法施行を契機として各地方公共団体は自らの判断と責任の下に行政を実践する必要に迫られたことを背景に議会改革が平成14年9月から始まり、いくつもの議会改革を経て令和4年2月に地方議会評価モデルを導入決定・策定開始となるなど、議会改革の歴史と現在の議会運営について説明を受けました。

**令和5年8月8日 長野県駒ヶ根市：議会活動におけるLINE WORKSの効率的な活用について**

LINEWORKSの活用により、事務局からの全ての通知・連絡を行うこととしました。通知手段が一本化されたことにより確認漏れの防止や情報の共有が可能になりました。また、会議の出欠・日程調整・防災訓練時における安否確認など、コミュニケーションツールとして効率よく活用していることの説明を受けました。



**令和5年8月9日 埼玉県市議会第5区議長会議員研修会（朝霞市民会館）**

演題「国際環境の変化と我が国の対応のあり方」について政策研究大学院大学教授の飯尾潤氏から日本の何が問題かでは、一国平和主義から軍備過信へや円安コストカット依存の経済の弱点について、自治体と国際環境の変化では、世界とつながる必要性について、経済のグローバル化と関係の多文化について、地方議会と議員の役割については、不安な時代に住民との話し合いのできる議員について等々の研修を受けました。

## 一般質問



**質問事項：1 防犯行政（1）暮らしの安全対策について**  
**ア 特殊詐欺から高齢者等を守る対策や取組について**

ア：高齢者等の特殊詐欺被害について、最近の手口が変わってきたことの事例6例を読み上げて、今後高齢者等が被害に遭わないよう具体的にどのような取組をしているか本市の見解を伺いました。

アの答弁内容 特殊詐欺被害防止の意識啓発のため、鴻巣警察署と連携して必要な防犯情報を提供しています。赤色回転灯装備車両3台による市内巡回、特殊詐欺の予兆の電話が複数確認された場合は、防災無線などを活用して市民の皆さんへ情報提供しています。その他にも防犯対策に要した費用の一部を助成する住宅等防犯対策補助金を創設しました。高齢者の防犯については、詐欺防止電話機の補助の継続や防犯に関する知識を習得していただくため、鴻巣警察署や庁内関連部署と連携して出前講座や講習会の実施に努めます。

**質問事項：2 景観行政（1）きれいな街づくりについて**  
**ア アクセス道路の景観について イ 河川敷の景観について**



ア：アクセス道路等の雑草やゴミ処理等も含めての景観形成対策や取組について見解を伺いました。

アの答弁内容 道路等の雑草処理及びゴミ処理等については、国道17号線であれば国、中山道であれば埼玉県といった個々の道路管理者が適切に行っていただくものと理解しております。また、花を装飾している街路灯では、「花のまちこうのす」として、今後も花のコミュニティづくりが持続されることで、花による商店会の景観づくりが継続されるよう、市としても商店会活動を支援してまいります。

イ：埼玉県が管理する元荒川の河川敷の景観を良くするため、埼玉県に対しての働きかけがあるのか見解を伺いました。

イの答弁内容 元荒川の親水護岸整備後は、施設を含む水辺空間の適切な維持管理が重要となりますが、施設と水辺空間の維持管理を行う中で、施設の改善や地域の皆さんから寄せられる声につきましては、河川管理者に届けてまいります。